

令和5年 第2回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和5年10月31日

筑西広域市町村圏事務組合

令和5年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (10月31日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
消防長報告	3
開 会	4
開 議	4
新議員の紹介	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	4
管理者提出議案の報告	4
議会運営委員会委員長の報告	5
議席の指定	6
会期の決定	6
管理者の招集挨拶	6
一般質問	8
1. 土田構治君	9
2. 榎戸甲子夫君	13
報告第6号 処分事件報告について	18
議案第14号の上程、説明、質疑、採決	19
議案第15号の上程、説明、質疑、採決	22
議案第16号の上程、説明、質疑、採決	24
認定第1号の上程、説明、質疑、採決	28
閉会中の継続審査の申し出について	35
閉 会	35

令和5年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和5年10月31日（火）午後1時30分開会

筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 6号 処分事件報告について
- 日程第 5 議案第14号 きぬ聖苑における指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第15号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第16号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 認定第 1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（18名）

2番	風野和規君	3番	水柿美幸君
4番	森正雄君	5番	小倉ひと美君
6番	保坂直樹君	7番	土田構治君
8番	平陽子君	9番	軽部徹君
10番	潮田新正君	11番	林悦子君
12番	稲川新二君	13番	仁平正巳君
15番	秋山恵一君	16番	榎戸甲子夫君
17番	赤城正徳君	18番	大里克友君
19番	立川博敏君	20番	稲葉里子君

欠席議員（2名）

1番	仁平実君	14番	堀江健一君
----	------	-----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤茂君	副管理者	小林栄君
副管理者	大塚秀喜君	常任幹事	山中健司君
常任幹事	渡辺好浩君	常任幹事	柴山兼光君
会計管理者	板谷典子君	事務局長	早瀬道生君
事務局参事兼 企画財政課長 兼県西総合理 公園管理事務 所長	広瀬浩孝君	事務局契約 管財課長兼 きぬ聖苑場長	岡崎瑞穂君
環境センター 所長	藤田英明君	環境センター 基幹改良等 推進室長	田上研君
消防本部長	市村正明君	消防本部長	高橋誠一君
筑西市市長 秘書課長	新井隆一君		

職務のため出席した者

事務局次長兼 総務課長	須藤正明君	事務局 総務課長補佐	田口俊幸君
事務局総務課 総務グループ 主事	菊池裕樹君		

◎消防長報告

○議長（稲川新二君） 皆さん、こんにちは。議会開会に先立ちまして、諸般の報告について消防長より発言を求められておりますので、これを許します。

市村消防長。

〔消防本部消防長 市村正明君登壇〕

○消防本部消防長（市村正明君） 冒頭よりお時間をいただきますこととお許しください。広域議員の皆様方には、令和5年8月18日、消防職員の酒気帯び運転について概要及び処分内容をご報告させていただきましたが、組合議会定例会に当たりまして改めてお詫びとご報告を申し上げます。本件につきましては、圏域住民の信頼を裏切り、そして信用を大きく損ない、さらに関係機関の皆様方には多大なるご迷惑をおかけしましたことをここに謹んでお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

ここでいま一度このたびの不祥事の内容と再発防止策についてお話をさせていただきます。事件の内容ですが、当事者は令和4年度に採用した桜川消防署勤務の消防士、当時22歳の職員でございます。当事者は、令和5年6月16日金曜日、知人男性と飲食するため水戸市に自家用車で向かいました。午後9時頃から知人と飲食店2件で酒を飲みました。午後11時過ぎに知人と別れ、自家用車に戻り少し休憩した後、翌日の午前零時過ぎに自家用車を運転して道路に出たところ、警察官の職務質問を受けました。アルコール検査の結果、基準値を超えたため、酒気帯び運転による道路交通法違反で送検をされました。その後、令和5年8月9日、裁判所から罰金40万円の略式命令が下りました。また、公安委員会から免許の取消し処分を受け、これらの結果をもって令和5年8月17日、当組合懲戒審査委員会を開催しました。委員会の結果を踏まえ、令和5年8月18日付で処分をしました。処分内容につきましては、当事者の消防士を懲戒処分、停職6か月、管理監督責任として私は須藤管理者のほうから嚴重注意を受けております。また、消防次長、桜川消防署の署長並びに副署長を嚴重注意としました。

当消防本部では、平成28年から不祥事防止委員会を設置し、組織を挙げて不祥事防止に取り組んでまいりました。主な取組としまして、県内の消防職員が起こした事件や事故を紹介しての注意喚起や所属ごとの研修など、年間を通して啓発活動を実施してまいりましたが、このような事態を招いたことは、これまでの取組が不十分であったと重く受け止めております。事件後すぐに幹部を集めて不祥事の概要を説明し、再発防止を図るよう示達しました。綱紀肅正としまして、プライベートの飲酒についても自宅以外でのときは交通手段の報告を求めることとしました。また、10月30日、昨日になりますが、筑西警察署から講師をお招きしまして、飲酒運転撲滅に向けた講習会を開催しております。今後とも不祥事防止に向けた環境づくりと綱紀肅正を図り、職員一丸となり信頼の回復に努めていく所存でございます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長（稲川新二君） 本件につきまして何かご質問はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

◎開会の宣告

○議長（稲川新二君） これより令和5年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午後 1時35分）

◎開議の宣告

○議長（稲川新二君） ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、1番、仁平 実君、14番、堀江健一君の2名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○議長（稲川新二君） まず、今般、新たに組合議員となられた方を紹介いたさせます。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願えれば幸いです。

須藤事務局次長、お願いいたします。

○事務局次長兼総務課長（須藤正明君） ご紹介いたします。

桜川市、軽部 徹議員。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲川新二君） 次に、会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に5番、小倉ひと美君、16番、榎戸甲子夫君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（稲川新二君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（稲川新二君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、既に管理者より配付されたとおりであります。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第118号

令和5年10月31日

組合議会議長 稲川新二 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

令和5年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和5年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和5年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

報告第 6号 処分事件報告について

議案第14号 きぬ聖苑における指定管理者の指定について

議案第15号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第16号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

認定第 1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(稲川新二君) 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る10月27日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、赤城正徳君。

〔議会運営委員会委員長 赤城正徳君登壇〕

○議会運営委員会委員長(赤城正徳君) 朝晩、めっきり寒くなった今日この頃、筑波山を眺めると、紅葉のもみじの季節となった今日この頃、議員の皆様におかれましては、公私ともにご活躍されていることと存じます。

それでは、議会運営委員会報告を行います。

報告に先立ちまして、欠員となっておりました桜川市選出の組合議員に、新たに軽部 徹議員が選出され、議会運営委員となられましたので、ここにご報告申し上げます。

それでは、令和5年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る10月27日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

初めに、議事日程における日程第1は、議席の指定についてであります。

次に、日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、一般質問であります。

日程第4は、報告第6号 処分事件報告についてであります。

次に、日程第5は、議案第14号 きぬ聖苑における指定管理者の指定についてであります。

日程第6は、議案第15号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてであります。

日程第7は、議案第16号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）であります。

日程第8は、認定第1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてであります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます、報告に代えさせていただきます。

○議長（稲川新二君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（稲川新二君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定についてであります。

今般、組合議員になられた方の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

須藤事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（須藤正明君） 議席を朗読いたします。

9番議席に軽部 徹議員。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会期の決定

○議長（稲川新二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（稲川新二君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 令和5年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、消防長からご報告いたしました消防職員の不祥事に関しましては、誠に遺憾であり、議会及び関係各位に多大なるご迷惑をおかけしましたことにつきましては、心からお詫びを申し上げる次第でございます。今後は、圏域住民も皆様の期待に応えるべく、職務に精励されるとともに、さらなる綱紀の粛正に努めてまいりますので、特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、このたび、不在となっておりました組合議員に、桜川市の軽部 徹議員が選任されました。今後とも当組合の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、8月の結城市長選挙において、市民の信任を得て、2期目となる当選を果たされました小林結城市長さんにおかれましては、心よりお祝い申し上げます。引き続き副管理者として、広域行政のさらなる発展、組合事務事業の円滑な運営のため、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、組合の事務事業につきましてご報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館の利用状況でございますが、令和5年9月末現在の利用者総数は9万9,190名であり、前年同期より1万2,815名、約14.8%増加いたしました。1日当たりの利用者数につきましても、前年同期より81人増の628人となり、新型コロナが5類に移行となったことに伴い、回復傾向にあり、今後も老朽化した設備の改修を計画的に進め、施設の適切な維持管理及び運営に努めてまいります。

次に、県西総合公園につきまして、令和5年9月末現在の来園者総数は15万2,046名で、前年同期より約2.1%の増加となっております。

また、茨城県の事業としましては、テニスコートの人工芝張り替え工事が年度末に予定されており、12面のコート張り替え工事が全て完了する予定であります。今後も来園者のニーズに応えるとともに、安心安全にご利用いただける施設となりますよう、適切な運営管理に努めてまいります。

次に、環境センターでございます。

まず、し尿処理施設につきましては、令和4年度よりプラントメーカーに包括委託しておりますが、今年度から専門的な立場から、監視、評価するモニタリング調査を導入いたしました。今後、継続的に各業務の履行状況を管理、監督してまいります。

ごみ処理施設につきましては、今年度5月に3号炉の基幹的設備改良工事が終了し、2号炉の改良工事が進行する中で、1号、3号炉の維持補修及び点検整備を実施しておりますが、現在の社会情勢に伴い、資材等の調達や価格高騰が長期化している状況に苦慮しているところでございます。また、令和3年度に行った建物調査に基づき、延命化を目的とした施設の改修工事に着手し、今年度は屋上

の一部分の補修を行っております。なお、基幹的設備改良工事の令和5年9月末時点の進捗率は42.9%で、着実に進捗しているところでございます。

次に、きぬ聖苑でございますが、令和5年9月末現在の火葬件数は1,316件で、前年同期より18件、1.3%減少しております。斎場利用については156件で、前年同期より28件、15.2%減少となっております。原因としましては、新型コロナウイルス感染症による通夜式を行わない葬儀が増加していることが考えられます。そして、施設の老朽化に伴う基幹設備の整備を平成30年度から計画的に実施しており、今年度は空調機のエアハンドリングユニットの更新工事を予定しております。また、来年度から導入予定でございます指定管理者制度につきましては、募集から候補者選定まで進んでおり、今定例会にて指定管理者の指定について、議案を提出いたしているものでございます。今後とも故人に対する尊厳を重んじ、ご遺族の心情にも十分に配慮しながら施設を運営してまいります。

次に、消防関係でございます。

初めに、火災状況につきましては、令和5年9月末現在における火災件数は44件、前年同期より9件の増加で、そのうち建物火災は26件と、こちらも8件の増加となっております。また、全国的な猛暑の影響より電気火災が問題視されている中、当管内でも電気が原因と考えられる建物火災は、落雷や調査中も含め、11件発生しております。

次に、救急出動件数につきましては、令和5年9月末現在、5,382件で、前年同期より506件増加しており、1日当たりの平均で29.4件の出場となっております。救急においても猛暑の影響が見られ、熱中症の搬送は182名となり、前年同期より2件増加しております。救急出動件数は89件で、前年同期より4件増加しており、全体的に増加傾向にある各種災害の対応に万全を期すべく、引き続き隊員の技術向上や資機材の充実強化を図ってまいります。

次に、消防本部の重要施策であります桜川消防庁舎建設事業の令和5年10月末時点における進捗は、順調に工事が進んでおり、令和6年度夏の竣工を目標に関係機関との連携を図りながら推進しております。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。処分事件報告、指定管理者議案、条例議案、補正予算が各1件、さらに令和4年度一般会計決算認定の合わせて5件でございます。

議案等の内容及び提案理由など、詳細につきましては各担当から説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛成賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（**稲川新二君**） 次に、日程第3、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め45分以内、質問回数は、一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内とい

たします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いいたします。

また、議案質疑については総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、通告に従い発言を許します。

7番、土田構治君。

〔7番 土田構治君登壇〕

○7番（土田構治君） ただいま議長の許可を得ましたので、一問一答方式により質問をさせていただきますが、まずその前に、9月27日に行われました議員研修におきましては、執行部の職員の皆様方に大変お世話になりました。いろいろ勉強になりました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

研修内容ですが、消防本部では救急車出動の状況に関連して、救急利用の課題と問題点について、筑西遊湯館では施設の運営について、環境センターにおきましてはごみ処理施設の現状と今後の課題と問題点について学ばせていただきました。特に構成3市におけるごみ処理の仕方に関連して、その対応にはかなり複雑な事情があることに行政運営上の苦労があると見て取れました。

余談になりますが、先日、テレビのニュースで、火葬場が忙しく、ある自治体では、亡くなられた方の火葬に2週間とか、相当な日数がかかっているということだったのですけれども、ただいま須藤管理者からのご挨拶の中では、筑西市は火葬数が減っているということなのですけれども、令和4年は超過死亡者数が最大11.3万人に上りまして、令和3年の約2倍になったと、国立感染症研究所が発表しました。予想の中央値をはるかに上回る数字でありまして、ちなみに令和4年の全国死亡者数は156万8,000人、令和3年の後半あたりから急激に増加しています。筑西市さんにおいても、令和2年度は年間1,246人の死亡者数だったのですが、令和4年度は1,485人と全国と同じような増加傾向なのです。令和5年度は、取りあえず9月末の数字ということで、減少しているということなのですけれども、これらの要因が影響して火葬場の稼働が逼迫したと考えられます。きぬ聖苑の状況はどうか。ただいま数字は出ましたけれども、データでは捉えられない事情があるやもしれません。ただ、別な要因として、遺族や葬儀社の要望に沿った対応すると、どうしても同じ時間帯に集中してしまうということがあるそうです。

それでは、質問に入らせていただきます。質問の内容は、全て筑西遊湯館についてであります。最初に、筑西市には同じような施設として、あけの元気館がありますが、このあけの元気館と遊湯館は料金体制が違ってきます。施設内容としては、あけの元気館は地下1,500メートルから湧き出す温水を利用したお風呂、筑西遊湯館は環境センターから供給された蒸気でお風呂や温水プールの給湯を行っていることを除けば、それほど大きな違いはないと思うのですが、その理由といきさつについて教えてください。

1つ目の質問を終わります。

○議長（稲川新二君） 2番、風野和視君出席いたしました。

土田構治君の質問に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 土田議員さんのご質問に答弁いたします。

あけの元気館との料金体系の違いについては、大人料金で比較させていただきますと、あけの元気館の750円に対し、筑西遊湯館が600円となっております。筑西遊湯館のほうが150円安いという現状です。また、年間会員、こちらの取扱いも筑西遊湯館では、年間会員券5,000円で購入することで、1回当たりの使用料600円が400円に割引かれるというものとなっております。一方、あけの元気館においては、年間会員券を3万8,000円で購入いたしますと、回数は制限されず、何度でも施設の利用が可能となっております、この点が大きな違いと認識してございます。

この料金体系に至った経緯でございますが、筑西遊湯館の供用開始を前に、これは平成14年度中になりますが、あけの元気館をはじめ近隣の類似施設の運営状況等を参考に600円と決定したという経緯が記録に残っているのみとなっております。

答弁については以上です。

○議長（稲川新二君） 土田構治君。

○7番（土田構治君） ありがとうございます。料金体系につきましては分かりました。

なぜあけの元気館を取り上げたかといいますと、桜川市さん、この構成しています桜川市さん、それから結城市にもこのような施設がありません。地元筑西市さんには、あけの元気館があるということで、その整合性ということはちょっとないのでしょうかけれども、どういう感じかなというところで、今、答弁では、近隣の施設の状況に料金体系は合わせたということで、あけの元気館には年間会員券というのがあって、3万8,000円で、先ほどありましたけれども、入り放題ということで、すごく利便性が高いというのか、安いというのか、それはそれとしまして、公平感というのですか、そこら辺どうかなというところがあったのですけれども、それで遊湯館にも年間会員券みたいなもので、入り放題みたいなものもつukれないのかなという思いがあります。

令和4年度におきましては、遊湯館の利用者数が約15万6,000人で、先ほど管理者のご挨拶の中では、増加している、令和5年9月末においては14.8%ぐらい増加しているということだったのですけれども、元気館は22万5,000人の利用でして、7万人の差があるというところですが、延べ人数ではありますけれども。この辺はやっぱりそういう金額というか、あくまで私の推察なので、何とも言いようがありませんけれども、そういうところがあります。

続きましての質問は、現在、筑西遊湯館においては、飲食物、アルコール等の持込みが制限をされておりますが、それは何ででしょうか。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁させていただきます。

飲食物、アルコール類の持込みの制限については、これは原則論にはなってしまうのですが、筑西

遊湯館の設置及び管理に関する条例施行規則の第8条の5号に、飲食物を持ち込まないことと、このように規定されてございまして、この規定については、当初、館内で食事を提供できる場、いわゆるお食事どころ、それがありませんことから持ち込ませないという考えが前提にあり、またあくまでも食品衛生上、お断りしているという立ち位置のものでございます。

では、逆に、今、お食事を提供する場がなくなった現在については、大広間等で飲食された際、それを監視するスタッフもいないことから、排出されるごみの処理と、また適切な室内管理が困難なために、今のところお断りしているという状況です。

以上となります。

○議長（稲川新二君） 土田構治君。

○7番（土田構治君） 要は、管理上の問題、課題があるという認識でよろしいかとは思いますが、私、どちらかといえばお酒が好きなほうですから、どうしてもこういう視点で質問してしまうのですが、ちなみにあけの元気館におきましては、レストランひこうきぐもというのがあります、こちら月曜日から祝日まで含めまして営業されているのですが、月曜日から金曜日はランチだけということらしいのですが、飲食物と、それからアルコールの販売もされています。同じように、あけの元気館におきましても、これは指定管理者制度でやっているということなのですが、同じような公共施設ではないかというふうに捉えておりまして、やり方かなという、ちょっと個人的な意見で申し訳ないのですが、できればアルコール。持込みというの、私も原則的に反対でありまして、基本的にはその中の館内で調理してほしいということなのですが、ですからアルコール類の自販機なんか置いてはどうかと。そんなに管理上、問題ないかなと思ったりもするのですが、これは一応希望です。

続きまして、大広間の食堂が閉鎖したといいますか、営業をやめた理由につきましてお聞かせ下さい。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） では、大広間が閉鎖した理由のほうでよろしいのですよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○事務局長（早瀬道生君） 閉鎖した理由については、筑西遊湯館の供用開始当初より、地元自治会の還元を目的として近隣の飲食店さんに出店していただいていたところですが、年々利用者減少したことに伴いまして、その出店業者さんのほうで採算が取れないということで、令和3年3月31日をもって撤退という形になってございます。

以上です。

○議長（稲川新二君） 土田構治君。

○7番（土田構治君） 採算が取れないということなのですね。先ほど事務局長さんの答弁の中にもありましたけれども、大広間があって、あの施設、この前、拝見させていただいて、大変もったいな

いのです。もうちょっとあの施設を有効活用できないかなという思いをそのときにいたしました。

では、今後の方向性として、その採算が取れなくて業者の方が出たのですけれども、どういう方向を考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） そうしますと、まずアルコールの絡みと撤退したところになるかと思うのですけれども、現在は確かに利用者さんからそういった要望がないわけではないので、食事のために一時的な外出、また個人的なデリバリー注文を認めることで対応はしておりますけれども、まずは既存する設備を有効活用して、以前と同様な飲食が提供できることが最終的にベストなのかなと、そういうふうに思っております。ただ、それとまた、スタッフを増員することで一定の管理ができるとなれば、ある程度、例えば先ほど申し上げた飲食に関わる部分で、生ものとか、取扱いに注意しなければいけない飲食物以外であれば、例えばスナック菓子とか、あとは乾き物であれば、何とか認めることはできないのかなというふうには考えていますけれども、いずれにしても具体的な検討はしてございませんので、今後、そういったことを踏まえて検討したいと考えております。

それと、飲食店は、繰り返しになってしまうのですけれども、実際に出店してくれる方がいれば出店は可能かと思っておりますけれども、現実、そこで、要は採算がとれないので出店できないという現状があるので、なかなか出てくれる業者さん、まずそれを見つけることがスタートかなと考えております。

また、それが見つからない場合であっても、例えば自動販売機、冷食みたいなのが入っている自動販売機、スナック菓子の自動販売機、そういうのも今ないわけではないので、そういったできるところから始められるように対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解願いたいです。

○議長（稲川新二君） 土田構治君。

○7番（土田構治君） 前向きに検討していただけるようなお話だったと思うのですけれども、出店する業者の方がなかなか見つからないというのは当然あると思います。こういう今の現状もそうなのですけれども、やり方、これも先ほど申し上げましたけれども、やり方がありまして、採算の合うように何とか条件等を変えるとか、検討してみたいと思います。

こういうことにこだわりましても、利便性の向上、その施設を利用する方の利便性の向上として、やっぱりあったほうがいいかなと。これも、いわゆる行政サービス。アルコールとか飲食物を行うのは行政サービスということかと、ちょっと疑問視されるかも分かりませんが、実際、道の駅、今、自治体で結構やっていますけれども、その銭湯版です。そういう形で捉えていただければというふうに思います。

続きまして、開館当初、売店の設置を検討されなかったのか。今の質問に関連してなののですけれども、答弁お願いします。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

売店の設置は、開館当初は検討されなかったということになっておりますが、現在、施設運営委託業者により常設売店は設置してございます。ただ、取り扱っている品物が、プールとかで使うスイミングキャップといったスポーツ用品のほかに、包装食品、要は菓子パンみたいなものです。そういうものの販売というものを現在は思っております。また、週に2回程度、物産展の出展がありまして、そちらでは野菜の販売も行っております。ちょうど議員さんが視察にお見えになられたときも、エントランスのところにあったあれでございます。そういうふうな状況ではございますが、これまでの質問も勘案しまして、利用者の利便性向上のためにどういったことができるのか、総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（稲川新二君） 土田構治君。

○7番（土田構治君） 売店があることは確認いたしました。それから、野菜をおばちゃんが販売しておりましたけれども、どうですかと聞きましたら、結構売れますよなんてお話を聞きましたけれども、大広間に入ってくる業者の方がいなかったら、取りあえず売店のほうで飲食物とかアルコールを販売してもいいのかなと、段階的に。自販機というお話もございましたけれども、それも一つかなと思います。

それと、せっかく入館してこられる方が結構多いものですから、それを利用という言葉はちょっと語弊があるかも分かりませんが、その方たちに多少お金を落としてもらって地域が潤えばというふうな思いがありますので。いろいろと情報発信をされているのは分かります。ネットで見ましても、広報紙とかで、またそれからいろいろとやっておられるのですけれども、企画なんかもやっておられますけれども、何か各市の広報紙なんかも利用して、そこに掲載してもらって、もうちょっとアピールしていただいてもいいかなというような思いもあります。

利用者が増えれば増えるほど、施設といいますか、その事業が公益性の高い事業だというふうに判断されると思いますので、やっぱり利用者の増加というのは今後ともぜひ考えていっていただきたいというふうに思います。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、加えて公共の投資という側面から考えましたらば、人が動くということは、地域においてお金が循環することになりますので、地元企業や地場産業の育成にもつながりますということで、今回、あえて質問させていただきました。私の意見というか、思いが入っておりますけれども、よろしく願いいたします。

質問は結構です。終わります。

○議長（稲川新二君） 続きまして、16番、榎戸甲子夫君。

〔16番 榎戸甲子夫君登壇〕

○16番（榎戸甲子夫君） 16番、榎戸でございます。先ほどは消防署職員の不祥事に関する説明、謝罪がございましたが、質問の前にちょっとここでご披露申し上げたいのは、7月20日、真壁町で火災

がございました。管理者がおっしゃっていたように電気系統の建物火災でございまして、瞬く間に隣の住宅が燃え移りました。そのすぐ裏に、私の懇意にしているおうちがございまして、当時の消防職員の機敏なる行動、消火作業が非常に周辺の市民から喝采を浴びたという。ですから、不祥事は不祥事として致し方ないことではございますが、綱紀肅正にお努めになって、しかしながら、職員、ふだん訓練していますように、火事の現場に行かれましたら、すごい動きだったと。私も見に行きましたが、木造の家屋が類焼に及びそうなときに、破風板という木造建築がございまして。破風板が焦げていたのです。そして、軒天にまで、もう火が入っていた。それを表の担当の消防署員がそれに放水し、そして家の中に数人の消防職員が入って行って、2階からやったという、昼間の火事ではございましたから、そのさまをご近所の方が大変称賛されておりました。ですから、消防長、そういうこともございますので、今後とも頑張っていたきたいと思っております。ちょっと余談を話させてもらいましたが、では、質問に入りたいと思っております。

県西総合運動公園の駐車場拡張についてお願い、質問したいのですが、先ほど管理者のお話にございましたように年間15万人が来場なされている。年間15万人というと、1か月1万人です。1万人というと、ほぼ車で来られる方を見ると、1万台近い車が押し寄せるのですが、圧倒的に駐車スペースが足りないということで、大分前からこれは市民の間で望まれていることではございますので、そういう市民の要望に対して当局はどうお考えであるか、質問いたします。

○議長（稲川新二君） 榎戸甲子夫君の質問に答弁願います。

須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 今、議員さんおっしゃるとおりでございまして、以前は満車ということで、その利用者あるいは近所の方からいろいろと苦情がございました。確かでございます。しかし、その後、職員が工夫しまして、多く集まるテニス大会あるいはサッカー大会、重ならないようにしたり、それから学生の大会につきましては、大会関係者にいろいろとご協力いただいて整理等お願いしたりして、渋滞を回避したところでございます。なお、今後につきましては、県に対しまして、そういう要望もあるということをしつかりと県にも、県の施設でございまして、しつかりと要望していきたい、拡張の要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 続いて、早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） すみません。その補足なのですけれども、要望については、県西総合公園は、開園当初、この当初は271台だったのです。その後、平成18年度に南駐車場、これが103台増設で、現在374台。それでも実際に、先ほどの管理者答弁同様、確かに渋滞もあるし、大会のスケジュール調整、それは職員がやっているけれども、それにも限界があるということで、こちらとしては県の都市整備課のほうに改めて要望のほうはしてまいりたいと考えてございます。

○議長（稲川新二君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 今、局長からお話ございましたように、374台しか止まれないという。大変な渋滞と、車を止められない方があのご近所をうろうろしているのです。私の自治会ですから。事実、今月の19日に中学生の駅伝がございました。3人の方が、前の日、どうせ車止められないから、止めて下さいと3人の方から駐車を頼まれました。ということは、交通渋滞になるということは、これは通告はしてはしていませんでしたが、開門が8時半なのです。そうしますと、駐車場は狭いので、1時間も前から入ろうとして待っているのです。さらには、メディカルセンターができましたので、交通量が多いのです。道路幅員がそれほど広くないので、大変な渋滞になってしまうわけです。今回の駅伝の場合には、隣近所の皆さん、苦情もございましたが、公園の西側に30台ぐらい止まれる、ちょうど駐車場に向けたコンクリートを打設したスペースがあったのです。そこに担当者がお借りして、そんなこんな工夫をいたしましても、年間15万人収容する施設が、やはり1,000台ぐらいは最低必要ではないかと思うのですが、そういう点で、しつこいようですが、これは県に強く要望していただきたいと思うのです。

ここで、当然、県がその方向性を示してくれた場合には、3市の持ち寄り予算でございますので、負担変わります。副管理者のお二方にもご意見等いただきたいのですが、そういう進捗状況になった場合にはどうでしょうか。

○議長（稲川新二君） 小林副管理者。

○副管理者（小林 栄君） それでは、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

結城市民も利用している状況もございますので、実は私も何度か利用したことがございまして、すばらしい公園だなというふうに常々感じております。ただ、私自身は、駐車、そのときはあまり駐車場が混み合っていたということは感じませんでしたけれども、議員おっしゃるように、本当に利用者が大変多い状況でもございますので、その辺は単独で整備する場合にはなかなか慎重に検討しなければいけないと思いますので、慎重に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲川新二君） 続いて、大塚副管理者。

○副管理者（大塚秀喜君） 榎戸議員に答弁させていただきます。

桜川市民も数多く県西総合公園を利用しておりますので、単独で整備する場合は、管理者をはじめ慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（稲川新二君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 今後、県にご要望なさるというお話をお聞きしまして、あえてお願いを申し上げるならば、イベントの際はバスが多くございます。バス専用駐車場をぜひ新しいスペースとして設けていただきたい。それをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

次は入札についてでございます。今年の6月、入札結果一覧表をいただきました。そこで、たしか4、5年前にも同じような質問した経緯がございますが、事務局長、たしか前の事務局長でした。そこで、環境センターが担当のごみ処理施設から出る環境センターのお宝、金属類、メタル、特にレア

メタルが一番人気らしいのですが、そこで落札金額を見ますと、普通の入札というのは100%を限度として減額で競うのが入札という在り方です。今度は、逆に環境センターから売るほうに回るので、これは100%を超えた数字で争うわけです。しかし、その100%を超えるときのその倍数が367.5%、あるいは低くても120、30%だと。こういう在り方がずっと続いているわけです。こういうことになりましたと、当然金属類のお宝を売るわけですから、その当時の価格の相場というものがございましょうから、相場に沿っているとは思いますが、この辺は何とか工夫はないものでしょうか。

○議長（稲川新二君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 議員さんおっしゃる件に関してですけれども、今、売払いの件がございました。売払いに関しましても、入札は適正にやるように指示しているところでございますので、詳しくは早瀬局長に説明させます。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） まず、落札率が300とか120の話になるかと思うのですけれども、まず落札率を計算する前に、予定価格のほうを決定した上で入札に臨むわけですが、その予定価格が参考見積りを取りまして、それが実績のある県内業者2者と県外業者1者の3者から見積りを徴収しまして、平均金額を算出して、直近の市場価格と比較して設定しているわけです。

ただ、その落札率についてなのですけれども、鉄等のスクラップの場合、私たちが決めるのは、どちらかといえば落札率というのは過去のデータから参考値を出して落札率を計算するのですけれども、逆に落札する業者さんは、鉄が上がるとみれば高く差してくるという状況があると思います。ですので、こっちの設定が100であっても、その落札した業者さんは、この後、鉄が上がると踏んでくれば120とかという高い数字になると思います。

それと、もう一点が……

〔答弁長い。かいつまんで〕と言う人あり〕

○事務局長（早瀬道生君） すみません。あと300%の話なのですけれども、これも同じように、県内の業者さんですと、レアメタルを活用する販路がない業者さんの場合にはやはり低く見積もってくるのですけれども、実際入札すると、都内の業者さんとかはレアメタルについて強い業者さん、販路がある業者さんというのは高く差してくるので、300という数字が前回あったのかなと考えております。以上です。

○議長（稲川新二君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） ここで気になるのは、今、局長の説明は、前の局長と同じような答弁でしたが、今回、鉄を売るのに7本出たのです。7本出まして、落札した業者が、いわゆる構成3市には筑西再生資源事業協同組合、17者あります。17者ありまして、これは指名競争なのですが、7のうち6本が区域外、圏外なのです。つまり納税をしない業者が落札しているのです。僅か17者のうち1者だけが、どうにか落札できたのです。そこで思うのは、最近、地域内社会環境とって、いわゆるこ

の枠の中で経済を回しましょうと。地産地消というような意味合いなのですが、そういう見地から考えますと、7本も出まして1本しか取れないということに、この指名競争の在り方もちょっとおかしいのではないかというのは、業者も私も思います。

それだけ答弁願います。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 今のご質問なのですけれども、それは競り売り方式で圏域内の業者さんは基本的に案件ごとに全て指名はしてございます。そして、圏域外の業者さんもそれで参加申請のあったものについては指名した上での競争の結果ですので、では、逆に指名を外すといった形にもなりかねないと思いますので、その辺はちょっといかがなものかなと。

参考までに、鉄類ですと、バラもプレスも10者ほど指名しています。そのうち3者が圏域内です。アルミ類についても、バラもプレスも11者のうち4者を指名しています、今までも。

○議長（稲川新二君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 局長、少し長いのだよ。先ほど申し上げました見積りをする際、あなた方は地元の協同組合からお知恵を借りて設定しているのでしょうか。地元の組合にお力を借りているのでしょうか。それと、この7月に川島周辺で水害による、えらいごみ出たのです。これは環境センター、さばき切れないので、地元の業者をお願いしている。その感覚というか、感情論からいっても、高く売ればどこでもいいのだというのは分かります。しかし、人間、社会生活の中、やっぱり恩とか義理とか言ったらあれですか、昔話ですか。やはりその中で地元で落札できるような仕組み、指名の仕方ということは、では、我々のまちにある17者は、ほかの例えば県南や水戸地区や県北に出向いて落札しているかということ、これまた、そこまでは調べてはいませんが、でも、地元のために、ましてこのごみは、この資源は、もともとはこの3市から出たごみから算出されるお宝です。これを制度、制度と言って、高く売ればいいのだと言って、地元のそういった普段のお付き合いの中を全て忘れて、これはあまりよろしくないと思っております。

ですから、管理者、今後これから、今までの流れというものを急には変えようはないでしょうけれども、でも、地元のごみ、自分たちで出したごみの中に出ることぐらい、そうすれば県南の施設も県北の施設も同じようなことになると思うのですが、なるべく地元業者に落札できるような方法というのはないものでしょうか。

○議長（稲川新二君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 榎戸議員さんがおっしゃることも重々分かります。地元から出たごみだから地元のほうに還元するのは当たり前、これもそのとおりでございます。組合といたしましては、地元から出たごみを、組合を運営するに当たり高く売って、そしてその利益で運営していくということも組合の考えでございます、そこら辺、よく両方の気持ちもよく理解できますので、しっかりと今の意見を踏まえて指示していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 行政発信の地産地消とか、地場産業の育成とかいうお言葉は行政発信です。そういうことを頭に浮かべると、やはりこれとて地元これだけの業者があれば、その業者との関係プレーというのを密にするためにも、その入札の怖いのは、例えば1,000円でも違えば、今回の場合には高くいくわけです。では、7本のうち6本落札した業者は、税金で返ってこないです。では、その6本の落札した業者の、落札できなかった地元の業者の差額がどれほどかといえば、私は税金で還元される以上ものがあるというふうに思うのですが、それは答弁結構ですが、そういったことを考えて、入札の在り方ももちろんでございますが、何とか地元還元、地元で税金が戻るような、そんな入札の仕方をお考えいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲川新二君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（稲川新二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第6号 処分事件報告について

○議長（稲川新二君） 次に、日程第4、報告第6号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

市村消防長。

〔消防本部消防長 市村正明君登壇〕

○消防本部消防長（市村正明君） 報告第6号 処分事件報告について説明いたします。

和解に関することについて、令和5年9月6日処分でございます。

2ページをお開き下さい。専決処分書の写しとなっております。地方自治法第180条第1項の規定により、別記事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

記としまして、1、相手方、桜川市在住個人でございます。

2、和解の方法。本組合は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3、損害賠償の額、15万7,454円。

3ページに、別記としまして、事故の概要が記載されてございます。事故の種類は、物損事故になります。概要ですが、令和5年7月20日午後3時00分頃、桜川市真壁町真壁地内の建物火災に出勤し

た際、活動終了し現場を引き揚げるため筑西救助車両を移動していたところ、路上に駐車してあった軽トラックに接触し損傷させたものでございます。

なお、当該事故の過失割合は、当組合10割でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第5、議案第14号 きぬ聖苑における指定管理者の指定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 議案第14号 きぬ聖苑における指定管理者の指定について説明させていただきますが、それに先立ちまして、配付の議案書をご覧ください。

協定書の後ろのほうの別表というのがございます。後ろから3枚目になりますか。この別表のところの第28条関係という記載がございまして、こちら、第27条の誤記となります。正誤表のほうは配付してございますので、そちらに修正願います。申し訳ございませんでした。

では、改めて説明させていただきます。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

1、公の施設、きぬ聖苑。

2、指定管理者、名称、五輪・宮本工業所グループ。代表者、代表取締役宮本岳司朗。所在地、富山県富山市奥田新町12番3号。

3、指定の期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間となっております。令和5年10月31日提出です。

本議案については、さきの臨時議会において設置管理条例改正及び債務負担行為について議決いただいた、きぬ聖苑の指定管理者制度導入に関わるものとなっております。

業者の選定経緯について、まず説明させていただきたいと存じます。申請書提出に当たって必須条件であるきぬ聖苑の現地説明会には、3事業者が応募し、参加されました。しかしながら、指定管理者指定申請書の提出があったのは1者のみでございました。

選定委員会のほうは、9月13日水曜日に1次審査、こちら書類によるものですが、これの選定基準

において、6割以上の評点数であることを最低といたしました。69.4%、こちらを取得してございます。また、9月15日金曜日に、2次審査のプレゼンテーション及び質疑応答を行いまして、各委員の質疑に対し、申請者である五輪・宮本工業所グループは的確に応じており、きぬ聖苑の管理を行う上で十分な知識と経験を備えているものと各委員満場一致で指定管理者にふさわしい候補者であると判断しまして、優先交渉権者として選定いたしました。

今後については、議決いただきましたら、指定管理者として指定し、組合と指定管理者の間で協定を締結いたします。また、議決後、令和6年4月1日からの管理運営に向けて、準備行為及び引継ぎを行っていく予定となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

4番、森 正雄君。

〔4番 森 正雄君登壇〕

○4番（森 正雄君） 森 正雄です。説明をいただきました。

この協定書、仮協定書、見させていただいたのですけれども、第27条、責任分担というものがございいます。先ほど訂正があった、責任分担については別表に定めるといような書き回しになってございます。別表をご覧になると、別表第27条関係です。組合と指定管理における責任分担ということですから。種類で、物価変動、ここは人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加、これについては指定管理者がこの責任を持つという立てつけになってございます。金利変動、需要変動等もそこなのですけれども、とりわけ物価変動なのですけれども、今の経済情勢を見ますと、人件費あるいは燃料費等の物件費、これの高騰が容易に上昇することが予想されるわけでございますけれども、これに対する対応というのは、この条文を見ますと、第24条、指定管理料の変更というところで書き出しがありますけれども、この第24条を適用して変更するという考え方でよろしいのか、その辺、伺います。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

議員さんのご指摘のとおり第24条になるかと存じます。ただ、第24条の場合、経済情勢の激変というところなので、まずは指定管理者の中である程度吸収できるものについては吸収してはいただくものの、やんごとなき、どうしようもない状況というところまでいった場合ということになります。これは上がった場合もそうですし、甲乙艱難で、もし逆に燃料費等が物すごく下がってしまった場合、そういったときにもこちらから逆に下げるということについて交渉すると、そういった考えとなるかと思えます。

以上です。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君。

○4番（森 正雄君） 分かりました。

○議長（稲川新二君） 13番、仁平正巳君。

〔13番 仁平正巳君登壇〕

○13番（仁平正巳君） 13番、仁平でございます。

この五輪・宮本工業所という企業ですけれども、随分遠方ですよ。富山県。それで、3者の業者が応募して、1者だけしか書類の提出がなかったということで、この方が優先順位を勝ち取ったということなのですが、市内あるいは近隣に営業所あるいは支店等があるのかどうか。何かトラブルが起きたときにすぐに責任者が駆けつける体制になっているのかどうか、まずお聞きします。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君の1回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

この五輪・宮本工業所グループなのですが、まず現在、きぬ聖苑のほうの管理運営を五輪のほうにお願いしております。宮本グループというのは、築炉、火葬炉を造るメーカーでして、その炉の修理、メンテナンスをお願いしています。

緊急時の対応になるかと思うのですが、まず五輪さんのほうなのですが、茨城県内では31の斎場がありまして、そのうちの13の斎場で、指定管理が8、委託が5という形で運営していますので、そのバックアップ体制は大丈夫かなと。

また、炉のトラブルについても、宮本さんのほうがまた同じく31斎場中1斎場は指定管理を受けているという形なので、そういったトラブル対応については十分可能であるかと考えております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） ありがとうございます。

実は問題は指定管理料なのですが、これには書いてありますよね。第23条の指定管理料という項目には、よく分からない言い回しと申しますか、文言なのですが、別途年度協定において定めるものとすると。どういう意味なのか。指定管理料はどのぐらいになるのか。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君の2回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） これについては、前回の債務負担行為で年額9,000万円の5年間という形でして、それがこちらに反映されてくるという考えになります。

○13番（仁平正巳君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（稲川新二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第14号 きぬ聖苑における指定管理者の指定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第6、議案第15号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

市村消防長。

〔消防本部消防長 市村正明君登壇〕

○消防本部消防長（市村正明君） 議案第15号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現在の蓄電池設備の規制は、主に鉛電池を想定したものです。しかし、近年は充電と放電を繰り返しながら使えるリチウムイオン電池が普及してきました。身近なものでは、太陽光発電の電気を蓄電池設備に充電して夜間電力などに利用する企業や一般家庭が増えてきております。このため、現在の安全基準では主流となるリチウムイオン蓄電池設備には十分に対応できない状況です。そこで、総務省消防庁では、蓄電池の火災リスクに応じた検討がなされ、蓄電池設備の規制を定める省令の一部改正及び所要の改正を行いました。これに伴い、当組合火災予防条例についても全国統一的な基準とするため、同様の改正を行うものでございます。

なお、条文だけでは分かりにくい部分がございますので、重要な部分については新旧対照表と参考資料を基に説明をいたします。

それでは、5ページの新旧対照表をご覧ください。5ページの下段から6ページにかけて、第13条、蓄電池設備について説明します。蓄電池は使用時の危険性が高いため、規制の単位を電流の容量でありますアンペアアワー・セルから、使用する電力量に使われるキロワット時に見直しされました。8ページの後に添付された参考資料、表1をご覧ください。表1は、主な蓄電池ごとの容量を一覧表にしたものです。現在は蓄電池から取り出せる電流の量が4,800アンペアアワー・セル以上は規制の対象となります。しかし、蓄電池の種類により、電流を取り出すときに使う電圧が異なると電力量が大きく

変わってきます。4,800アンペアアワー・セルの場合、鉛蓄電池では9.6キロワットの電力量が発生します。一方、リチウムイオン蓄電池では17.7キロワットの電力量が発生します。したがって、電力量の高いリチウムイオン蓄電池は高性能である反面、火災のリスクも高くなるということになります。

また、規制の単位が変わったことで、基準となる数値も変わりました。参考資料、表2をご覧ください。規制対象となるのは4,800アンペアアワー・セル以上から10キロワット時を超えるものとなりました。ただし、20キロワット時以下は一定の安全基準を満たしていれば対象外となります。あわせて、消防への届出も変更になります。今後主流となるリチウムイオン蓄電池は規制が強化され、高い安全性が求められます。

次に、強い酸性の電解液を用いた開放型鉛蓄電池以外は耐酸性の床に設置する必要はなくなりました。こちらは規制緩和となります。新旧対照表でご確認のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、参考資料の裏面のキュービクル式の変電設備の写真をご覧ください。説明の前に、右上の点線で囲まれた改正の文章の中で、「キューピクル式」となっておりますが、正しくは「キュービクル式」となっております。片仮名の「ピ」の字を「ビ」の字に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

それでは、屋外に設置する蓄電池設備について説明します。この写真は、キュービクル式をイメージしたために撮影した変電設備です。キュービクル式とは、一定の厚みのある金属製の板で覆われた外箱です。蓄電池設備もこのようなキュービクル式以外は建築物から3メートル以上離す必要がありました。しかし、改正後は、キュービクル式でなくても、不燃材などで延焼防止措置を講じた場合は距離の制限はなくなります。こちらも規制緩和となります。

次に、表3をご覧ください。これまで飲食店などに設置する炭火焼き器は、分類がなされていないため、使用温度が800度以上に該当しており、厳しい離隔距離の規制を受けていましたが、新たに固体燃料の項目が追加されたことにより、炭火焼き器の離隔距離が大幅に緩和されました。改正前の離隔距離は下段、改正後は上段の太枠で囲まれた部分となります。

以上が主な改正点となります。

なお、改正条例の施行日は令和6年1月1日とします。また、条例施行の際は経過措置を設けております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願ひします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第15号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第7、議案第16号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 議案第16号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和5年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,269万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区別及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年10月31日提出でございます。

今回の補正予算につきましては、組合運営の指針となる組合総合計画策定支援業務委託料並びに組合事務局拡張工事に伴う設計業務委託料の増額補正、また公債費の増額補正をお願いするものです。財源につきましては、繰越金の増額で対応するものとなっております。そのほかに債務負担行為の設定をお願いするものとなっております。

では、議案書のほうの4、5ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為の設定です。事前に契約等の事務処理を行う必要があります22の業務について債務負担行為の設定をお願いするものとなっております。

①、筑西広域市町村圏事務組合総合計画策定支援業務委託は、企画財政課の業務です。期間については令和6年度から7年度、限度額1,339万8,000円となっております。内訳は、令和6年度が765万

6,000円、7年度が574万2,000円となっています。これは、今回の補正予算で増額をお願いします組合総合計画策定支援業務委託の次年度以降分となっております。

続きまして、②、③は筑西遊湯館の業務となります。期間については、おのおの令和6年度、合計額ですが、597万円。当該施設を快適に利用していただくための清掃業務並びにプール及び浴場等の水質分析となっております。

続きまして、④から⑪、こちらは県西総合公園の業務として、期間はおのおの令和6年度、限度額が8本の合計ですが、1,778万7,000円。利用者がリフレッシュできる環境を整えるための植栽管理のほか、夜間及び年末年始の受付、またクラブハウス内及び飲料水貯水槽の清掃となっております。

次に、12から20、これは環境センターの業務となり、これらの期間も令和6年度、合計額ですが、4,408万1,000円。ごみ処理施設の灰溶融炉で使用する電極、事業系透明ごみ袋の作製及びエレベーター保守点検といった施設の維持管理業務となっております。

21、植栽管理業務委託、22、除細動パッド購入は、消防本部の案件で、期間、令和6年度、限度額の合計は375万9,000円となっています。これは消防本部の植栽管理及び救急車車載のAEDに使用する除細動パッド、これの購入となっております。

債務負担行為の説明については以上となります。

次に、8ページをご覧ください。歳入です。款6項1目1繰越金、補正額1,197万6,000円の増額は、事務局の組合総合計画策定及び組合事務局拡張工事に伴う設計業務を委託するための財源として増額するものとなっております。

次に、9ページのほうをご覧ください。歳出となります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費897万6,000円の増額です。説明欄、企画財政課事務費、12委託料の増額です。委託料の増額は2件ございまして、1点目が組合総合計画策定支援業務委託料、これが127万6,000円、2点目が消防本部2階の事務局執務室拡張に伴う設計業務委託料770万円となっております。1点目の総合計画策定支援業務は、組合運営の指針となる組合総合計画を3か年間で作成するものです。2点目のほうですが、こちらは組合事務局の執務環境の改善策として、現在テラス部分となっている場所の拡張工事をするための設計業務委託となっております。

次に、款7項1公債費、目1元金300万円の増額です。説明欄、地方債償還元金、22償還金利子及び割引料の増額です。消防救急無線指令センター整備負担金の4年度起債分で、当初予算では年度末の3月に借入れを行う予定でありまして、利息のみの発生としていたのですが、3か月ほど早い12月に借入れを実施したことから、元金の償還が発生したため、その元金分についての増額補正をお願いするものとなっております。

以上で説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

13番、仁平正巳君。

〔13番 仁平正巳君登壇〕

○13番（仁平正巳君） 13番。1点だけお尋ねいたします。

22番の除細動パッド購入費なのですが、AED何台分のパッドなのか。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君の1回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 除細動パッドについては、AED10台分となっております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） 10台分にしては、300万円というのは金額が多いような気がするのですが、間違いはないですか。そうすると1台30万円。そんなにするの、パッドというのは。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君の2回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 除細動パッドなのですが、使い回しをすることなく、一度使うと使い捨てになってしまうので、その分で1台につき30万円、そういった金額で計上になっておるので、すけれども。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） 理屈は分かりますけれども、1台当たり30万円。だって、AEDそのもの、30万円しないでしょう、機械そのものは。パッドだけで30万円もするの。何枚セットとか、そういうの分かりますけれども。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君の3回目の質疑に答弁願います。

高橋消防次長。

○消防本部消防次長（高橋誠一君） 答弁させていただきます。消防次長の高橋と申します。よろしくお願ひします。

AEDパッドに関しましては、AEDというものは、救急車に積載しているものは100万円近くします。パッドは、その都度使用しますので、多分記憶によりますと8,000円ぐらいの値段だったかなと思います。1回ごとの使用で使えなくなってしまうので、その時点で廃棄ということになるので、それだけの数字ということになってきます。

以上です。

○議長（稲川新二君） 4番、森 正雄君。

○4番（森 正雄君） 森 正雄です。1点だけお伺ひいたします。

総合計画の業務委託です。総合計画につきましては、自治法改正で、義務化、総合計画を策定しなければならないということにはなっていないと思います。そういう中で、今般、多額の総合計画策定

の委託料を計上して策定するメリット、理由について伺います。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 議員さんご質問のとおり、平成20年12月26日付の総務次官通知で、確かに総合計画の今後の扱いは、策定は義務ではなくなって、構成市の自主的な協議により今後の広域行政は取り組むこととされているというのが見解として示されております。

しかしながら、当組合のほうでも、それを受けて、平成31年4月に広域の計画については規約から削除はしておりますが、そもそもの前提条件の組合の計画が既に10年以上前につくったもの、それを読み替えている。そして、その規約、10年以上前につくったものの前期計画のみで、後期計画のほうは策定されていない。そういう状況が今の状況でして、それらを考えると、圏域を取り巻く環境というのは、この筑西広域圏内、圏域を取り巻く環境というのは物すごく大きく変わっています。特に少子化による税収の減少、高齢化の歳出増加が見込まれる中で、では、限られた資源の中でどういったことができるのか、これは広域圏内全ての自治体での悩みになるのかなと、そういった部分があると考えます。その中で、そういった総合計画の中には広域的に連携することということがうたわれていますけれども、そのうたわれている中で、何か広域で取り組めることがないのかといった問題点の洗い出しもできるし、要は今までの50年間続いた組合でやってきた業務のほかに、自治法で言われている一部事務組合の事務として取り組めるものが改めてあれば、取り組むためにそういった計画をつくって、ワーキングの中で構成市から職員を派遣していただいて、もんで、それでそれを計画にうたって行って次につなげたいと、そのような考えで今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君。

○4番（森 正雄君） 勉強されていますね、いきなりで。総合計画を策定する大きな理由というのは、これは、今、早瀬局長のほうで若干答弁がございましたけれども、やはり事業を展開する中で補助事業とか、交付金とか、そういった交付を受けるための一つの材料になっていくのだろうというふうに思うのですけれども、その点。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君の2回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 議員さんおっしゃるとおり、基本的に補助事業を受けるためには、そういった計画はマストになりますので、その根幹となるこの総合計画というのは非常にこの後、要は分賦金の削減にもつながる部分なので、必ず、やりたい事業があればうたっていくべきと考えておりますので、おっしゃるとおりでございます。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君。

○4番（森 正雄君） 分かりました。ここにいる議員各位にも、その辺はよく説明をしながら事業

展開をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲川新二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第16号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第8、認定第1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） それでは、説明させていただきます。認定第1号をご覧ください

令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算を、監査委員の審査意見をつけて、別冊のとおり議会の認定に付する。

ただ、決算内容についての説明は、令和4年度主要施策の成果説明書により説明させていただきたいと存じます。主要施策の成果説明書をご覧ください。では、説明書、1ページをお願いいたします。

総括として、令和4年度は、国内でオミクロン株による新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化によるエネルギー及び原材料価格の高騰を受け、地方自治体の財政状況は、依然として厳しい状況が続きました。

当組合においても度重なる物価上昇、資材高騰及び品不足は、主要事業等の予算執行に多大な影響を及ぼしましたが、圏域住民に対して日々変わらぬサービスを提供するため、構成市と連携強化を図りながら、この難局を乗り越えるため、職員一人一人が経費削減に努め、創意工夫及び協力体制の強化を図り職務を遂行してきたところでございます。

一方、各施設の運営状況ですが、筑西遊湯館においては、新型コロナウイルス感染症に対する規制が緩和されたことに加え、感染拡大防止に伴う臨時休館が令和4年度は皆無であったことから、前年度と比べ42.7%増加いたしました。これは長く施設の利用を自粛されていた方々が戻りつつある結果と考えております。また、県西総合公園においても、新型コロナウイルス感染症に対する規制が緩和されたことに伴い、有料施設の利用者数が前年度と比べ5.1%ほど増加いたしました。引き続き安心してご利用いただけるよう適切な維持管理に努め、利用促進を図ってまいります。

環境センターし尿処理施設においては、基幹的設備改良工事が完了したことから、包括運転維持管理業務委託を令和4年度から令和8年度まで5年間とする長期継続契約を締結いたしました。このことにより、安定したし尿処理が可能となり、さらに維持経費及び人件費の抑制を図ることができました。また、令和3年度からの継続事業であるごみ処理施設基幹的設備改良工事は、令和4年度末現在工事進捗率41.3%で順調に進んでおります。この工事に伴い発生する処理し切れない可燃ごみ、不燃ごみ及びし尿汚泥を他自治体並びに民間事業者へ、ごみの外部搬出、これを実施いたしました。

きぬ聖苑においては、平成30年度より施設の延命化を目的とした建物改修工事を実施しており、令和4年度はトイレ及び湯沸かし室改修を実施いたしました。また、苑内の設備では、PAS・高圧ケーブル、エアコン更新、施設内照明のLED化工事を実施いたしました。今後も施設の老朽化対策を含めた計画的な補修及び設備更新を実施してまいります。

消防業務においては、圏域住民の生命と財産を守るため、隊員の救急救命力の向上を図るとともに、消防車両経過年数及び更新計画に基づき、筑西消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び関城分署災害対応特殊救急自動車の更新を図り、安心して安全な消防防災、救急体制の強化に努めました。また、継続事業である桜川消防署庁舎建設事業においては、令和4年度は建設工事に着手し、6年度の竣工に向け工事は順調に進んでおります。

では、3ページのほうをお願いします。第1表、決算報告です。一般会計歳入104億177万3,130円に対し、歳出98億1,810万2,915円で、歳入歳出差引額5億8,367万215円となっております。合計欄についても同額となります。

前年度対比は第2表のとおりとなっております。歳入歳出ともに50.6%という大幅な増額は、環境センター基幹的設備改良事業の進捗によるものとなっております。

歳入歳出決算の推移は第3表のとおりでございます。

では、4ページをお開き下さい。令和4年度決算額は、上段の収支状況の表にあるとおり、前年度と比較しますと、歳入総額で34億9,292万5,468円の増、歳出総額で32億9,778万4,224円の増でした。歳入歳出差引額は1億9,514万1,244円の増となっております。また、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額2,563万1,111円、こちらの内訳は、まず環境センターの基幹的設備改良事業で1,111円、桜川消防署建設事業が2,563万円となっております。そして、その金額を除いた金額が実施収支額となっております。

続きまして、4ページの下段、歳入決算額の表をご覧ください。最下段をご覧ください。歳入決算額合計104億177万3,130円となっており、予算現額に対し収入率は101.3%、1億2,941万9,381円の歳入増となりました。収入未済額20万2,910円は、環境センターの排水施設使用料で、この施設を使っている株式会社肉の神明、これが昨年度、民事再生手続を開始したことに伴う未収分となっております。未収分につきましては、現在のところ、10万1,338円については入金予定と、めどが立っておりますが、残りについてのめどが立っておりません。これらについては、精算で、そのめどがつき次第、不納欠損処理、自治法の第96条第1項第10号により議決をお願いすることになるかと思っております。

続きまして、同表の科目1、分賦金から、8、組合債については、この後の歳入科目ごとに説明させていただきますと存じます。

では、構成比になります。歳入決算の構成比ですが、まずは分賦金、こちらが55.8%です。広域事務組合が所管する事務事業の性質上、3市の分賦金が組合予算の根幹となっていることとなっております。次いでが組合債20.7%、国庫支出金14.0%の順となっております、組合独自の収入は使用料及び手数料と7の諸収入となっております、これらは5.5%となっております。

では、6ページをご覧ください。上段の表の目的別構成市分賦金決算一覧ですが、合計欄で、結城市が14億8,576万3,000円、分賦金合計の25.6%、筑西市が31億39万3,000円で53.5%、桜川市が12億1,347万9,000円で20.9%となっております。

次に、各施設の使用料と衛生手数料及び消防手数料ですが、決算総額が4億794万9,870円で、収入率が101.2%、これは502万870円の増となっております。そうしまして、使用料等については、その後の筑西遊湯館がその下、そして利用状況が7ページ、8ページについては県西総合公園の使用料の内訳と決算額、あとは使用状況となっております。

次に、9ページが、先ほど申し上げました排水施設使用料となっております。そして、この排水施設料で決算額が収入率51.6%、194万4,055円の歳入減となりましたが、これは肉の神明が民事再生手続に入りまして、施設の一部が稼働停止しまして、排出する排水量そのものが減ったために減収となっております。

次に、きぬ聖苑です。これは、収入率としては119.5%、610万6,500円の歳入増。これは、火葬件数の増加したところが大きくなっております。火葬場の利用件数なのですけれども、これは令和3年度、取りあえず過去最高を記録しておりますが、昨年度はそれをさらに上回っております。きぬ聖苑の利用状況は9ページの下段から10ページの上段に火葬場の利用状況と斎場の利用状況が記載されてございます。

そして、10ページ中段やや上が手数料、清掃手数料です。こちらは、し尿処分手数料と事業系及び一般ごみの処分手数料がありまして、これは決算額が3億40万8,190円となりました。内訳としては、し尿処理のほうは1,250万7,590円、収入率が104.2%、50万9,590円の増。そして、ごみ処分手数料が、決算額が2億8,790万600円、内訳は、まず事業系のごみ処分手数料が2億6,645万2,600円で、これは

854万7,400円の歳入減、家庭ごみの持込みの一般ごみの処分手数料は2,144万8,000円、収入率として99.8%、5万2,000円の減となっております。し尿及び浄化槽汚泥の受入れ状況が11ページ、ごみの受入れ状況は12ページの表となっております。

続きまして、消防手数料、これが収入率が107.4%で29万5,250円の歳入増。これは、危険物設置許可手数料などの増額が主なものとなっております。

続きまして、13ページをご覧ください。中央より下の国庫支出金です。環境センターごみ処理施設基幹的設備改良事業及び消防費の消防車両購入事業に関わる国庫補助金で、決算額は14億5,202万7,000円となっております。詳細については、13ページの下段と14ページの下段、この表のとおりとなっております。

続きまして、県支出金については、県西総合公園の運営に伴う県委託金で、収入率100%となっております。

続きまして、6の繰越金です。これは、決算額が3億8,852万8,971円、収入率は132.3%、9,480万3,220円の増。内訳としましては、消防費が1億3,754万3,912円、し尿処理施設が7,092万1,902円、清掃費のごみ処理施設が6,074万2,419円の順となっております。

続きましては、諸収入です。預金利子及び各施設の雑収入で、決算額は1億6,900万4,289円で、収入率としては125.8%、3,465万8,289円の歳入増です。主な内容としては、14ページの下段から15ページに記載のとおりです。そうしまして、歳入の増となった要因としては、15ページをご覧ください。1行目と2行目の環境センターのごみ処理施設における鉄くず等売却代、こちらでして、売却単価の高騰に伴いまして3,729万5,404円の歳入増となっております。また、環境センターのほうのごみ処理施設の売電料、こちらで2,364万5,602円の歳入増となっております。

次に、15ページ下段からの組合債です。こちらについては、収入率100%、決算額が21億4,970万円。内訳としては、環境センターのごみ処理施設基幹的設備改良事業の1本で15億3,430万円、消防費で4本、こちらで6億1,540万円となっております。内訳としては16ページの組合債内訳の表のとおりとなっております。歳入については以上です。

続きまして、17ページをご覧ください。歳出決算状況です。歳出決算額98億1,810万2,915円、執行率は95.6%、歳入歳出差引額4億5,425万834円から翌年度繰越額2,563万1,111円を除いた4億2,861万9,723円が不用額となっております。構成比については、衛生費が59.0%、消防費が33.7%、公債費が3.8%の順となっております。詳細は、ページ中段の目的別歳出決算額の表のとおりでございます。

次に、下段の性質別歳出の状況です。構成比は、額の大きいものから普通建設費、これが39億9,936万5,818円で、これは40.7%。この普通建設費の内訳というのは、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業で32億1,207万7,000円、そして消防費の災害対応特殊水槽付消防ポンプ車、これで6,337万8,818円、災害対応特殊救急自動車、これが3,971万円、そして桜川消防署庁舎建設費、これが6億8,420万円となっております。また、その詳細については17ページの性質別歳出決算額及び18ページ、こちらの人

件費の科目別歳出決算額表のとおりとなっております。

続きまして、18ページの中段から主要施策の事業内容及びその効果です。まず、議会費ですが、決算額135万5,384円、執行率は72.5%。議会の開催状況は定例会2回、臨時会1回及び議会運営委員会3回を開催してございます。決算の構成比は、議員報酬関係経費67.5%、議会活動事務費32.5%となっております。

次に、総務費です。総務費全体では決算額2億8,242万8,670円、執行率が97.5%となりました。内訳は、まず総務管理費が決算額2億8,226万2,700円で執行率97.5%、うち一般管理費の事務局運営経費ですが、これが決算額1億663万1,387円、執行率が97.6%となっております。構成比については、人件費が88.2%、事務費が5.1%、企画財政課事務費が6.7%となっております。

続きまして、19ページとなります。筑西遊湯館費です。決算額が1億7,563万1,383円、執行率97.4%となりました。これらの構成比は、人件費は9.6%、管理運営費が90.4%という結果となっております。

続きまして、監査委員費です。決算額が16万5,900円、執行率は94.8%。令和3年度の決算審査、令和4年度定期監査及び月例出納検査の経費となっております。

続きまして、土木費、県西総合公園です。決算額5,510万5,953円、執行率は80.4%となりました。構成比は、人件費が30.1%、管理運営費が69.9%となっております。

では、続きまして20ページの上段をご覧ください。衛生費となります。衛生費全体では57億9,705万1,631円、執行率が94.5%。内訳としては、まず①の保健衛生費でして、これは病院群輪番制事業費、決算額が2,793万7,410円、執行率は100%となっております。この事業というのは、広域圏内の二次病院の5病院による重症患者の休日、夜間における円滑な受入れ体制を確保することを目的として、昭和59年9月1日から開始された補助事業となっております。事業の状況については、下段の病院群輪番制事業状況の表のとおりとなっております。

続きまして、21ページ、こちらをご覧ください。清掃費（環境センター）です。清掃費全体では、決算額56億3,091万9,294円、執行率が94.6%。内訳は、し尿処理施設費が決算額2億3,070万8,523円で、執行率92.2%。これらの構成比は、し尿処理関係費が64.2%、し尿処理施設各槽整備事業、これが35.8%となっております。

次いで、下段となります。ごみ処理施設費です。決算額が16億2,485万9,715円で、執行率が88.2%となっております。この構成比については、人件費は3.7%、ごみ処理関係経費、これが96.3%となっております。

続きまして、22ページです。環境センター基幹的設備改良事業です。決算額は37億7,535万1,056円で、執行率97.8%。構成比については、人件費は0.6%、基幹的設備改良事業費85.8%、し尿汚泥の外部搬出事業が1.36%、ごみの外部搬出事業が12%となっております。

続きまして、23ページ中段、火葬場費です。決算額は1億3,819万4,927円、執行率は89.0%となりました。構成比は、人件費が7.8%、きぬ聖苑の管理運営費が92.2%となっております。

その下、消防費です。消防費全体としましては、決算額33億1,045万229円、執行率97.4%です。内訳は、まず消防総務費で、決算額26億1,404万229円、執行率が97.7%。構成比は、人件費が87.2%で、消防運営事務費が8.9%、消防車両購入事業が3.9%となっております。

次ページとなります。下段の桜川消防署庁舎建設事業ですが、決算額6億9,641万円で、執行率96.4%となっております。桜川消防署は、庁舎開設後44年が経過していることから、令和3年度から令和6年度までの継続事業で桜川消防署建設を予定しており、令和4年度は建設工事に着手しました。また、お手元のほうに工事瓦版、こういったものの最新版、これをお配りしてございます。お手元別紙で1枚ございますので、これが工事の最新状況となっておりますので、こちらもお覧になって下さい。

なお、25ページ上段の表は消防力の状況、下段が消防学校教育訓練機関入校状況、ページ返していただき、26ページの上段の表が資格取得・技能講習等出向状況、下段から27ページが火災の状況、そして28ページが事故種別の救急出場件数の表のとおり、また中段には新型コロナウイルス感染症取扱状況、これらが記載されております。

では、最後となります。公債費です。まず、元金ですが、決算額3億6,378万4,206円、執行率は100%。次に利子ですが、決算額792万6,842円、執行率76.6%。この執行率76.6%の利子というのは、当初予算のほうでは金利を0.3から0.6%を想定して予算計上したのですが、実際借入れできたときの金利が0.1から0.25%と低かったために執行率が低くなってございます。

29ページは、組合債の年度末現在高状況調べとなっております。前年度、令和3年度末の現在高は26億2,037万501円、期中増減額、起債額21億4,970万円、元金償還額3億6,378万4,206円、令和4年度末現在高44億628万6,295円となりました。

以上で一般会計決算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の審査を受けておりますので、立川博敏監査委員よりご報告をお願いいたします。

〔監査委員 立川博敏君登壇〕

○監査委員（立川博敏君） ただいま議長より指名をいただきましたので、令和4年度決算審査につきまして報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付された令和4年度の歳入歳出決算、その他政令に定める書類について審査いたしましたので、その結果について、林監査委員とともに意見を提出するものであります。

審査の対象は一般会計歳入歳出決算であり、総収入済額が104億177万3,130円に対し、総支出済額が98億1,810万2,915円で、翌年度への継続費通次繰越額2,563万1,111円を除いた実質収支は5億5,803万9,104円であります。

審査は、令和5年8月17日と18日の2日間であり、消防本部及び環境センターにおいて実施いたし

ました。審査方法は、審査に付された決算書及び証拠書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係職員から説明を聴取しながら、計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎重に審査いたしました。

審査の結果、審査に付された会計の決算書及び附属書類の計数は正確であり、予算執行状況並びに内容についても適正かつ妥当なものと認めたところであります。なお、決算の概要については、別冊の令和4年度主要施策の成果説明書のとおりであります。審査の過程に感じた点について、意見を述べたいと思います。

初めに、執行状況については、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化により、エネルギー及び原材料価格の高騰を受け、度重なる物価上昇に見舞われながらも、公共サービスを維持するために限られた財源で事業効果が得られるよう努力しており、評価できるものです。しかし、地域社会は、経済活動の低迷に加え、住民の高齢化や人口減に直面しており、依然として構成市の財政状況は厳しい状況にあり、施設の更新や延命化などは必要不可欠であることは理解できますが、予算の大部分が分賦金であることを改めて認識し、構成市に対し十分な説明を行い、理解を得ながら事業を進めるよう望みます。

続きまして、各施設に対する意見について申し上げます。まず、事務局ですが、引き続き議会の公正性及び透明性を確保し、議会の活発な討議が行われるよう努めて下さい。また、職員の意識向上と職場環境を改善するべく、構成市から職員の出向を検討した上で、内部からでは見えない問題を払拭し、職員全体のレベルの引き上げを図るとともに、組合の本来あるべき姿を根づかせられるよう努めて下さい。そして、基金については、総合計画を策定された上で計画的に進めて下さい。

次に、筑西遊湯館ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたことで、来場者数が42.7%増加しましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じて、健康増進施設として安心安全な施設管理に努めて下さい。

次に、県西総合公園ですが、園内の環境整備においては、昨今のアウトドアブームに伴い、来園者のニーズに応えるため、バーベキュー施設の利用料変更を検討しており、より快適な環境づくりへの試みは評価できます。料金の見直しについては、近隣の動向を注視し、料金の妥当性を検証して下さい。また、昨今の地球温暖化の影響により例年猛暑日が増えていることに伴い、子供たちが安心安全に水遊びができる環境整備を検討して下さい。

次に、環境センターですが、基幹的設備改良工事後の更新期間を15年と想定しておりますが、早期劣化も危惧されることから、早い段階から計画的に建設計画の策定を望むものであり、焼却炉の延命に取り組む上で、ごみの分別及びリサイクルの考え方の統一化が求められるため、構成市と協議して推進して下さい。

次に、きぬ聖苑ですが、指定管理者制度の導入を検討しており、経営の安定化と多様化する市民ニーズに応えるとともに、効率化、効果的な運営、サービスの向上と経費削減に努めて下さい。また、

施設改善については、収骨トレイを導入することで、収骨時に発生する熱や匂いを抑え、体調不良者の大幅な減少に成功したことは評価できるものです。そして、令和5年度以降、後期高齢者数が増え、件数増加も考えられるため、繁忙に影響されることなく、質の高い施設運営に努めて下さい。

最後に消防本部ですが、場場件数が前年度と比較し1,026件増え、業務が繁忙する中で圏域住民の生命と財産を守るため、消防防災、救急体制、隊員の救急救命力の向上が不可欠であることから、さらに体制強化に努めて下さい。また、桜川消防署庁舎建設事業については、デザイン性ではなく、機能性の重視と消防職員の居住スペースに配慮した消防庁舎としてあるべき姿になるよう建設に努めて下さい。

以上、概要ではありますが、監査委員の意見とさせていただきます。詳細につきましては監査意見書をご参照いただきたく、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（稲川新二君） 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（稲川新二君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（稲川新二君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和5年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 3時58分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年10月31日

議 長 稲 川 新 二 ⑩

署 名 議 員 小 倉 ひ と 美 ⑩

署 名 議 員 榎 戸 甲 子 夫 ⑩